

別表 1

国等以外の者が実施する事業

1	道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道又は専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）に関する事業
2	運河法（大正2年法律第16号）による運河の用に供する施設に関する事業
3	土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設に関する事業
4	土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）によって行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備に関する事業
5	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業
6	軌道法（大正10年法律第76号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設に関する事業
7	石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）による石油パイプライン事業の用に供する施設に関する事業
8	道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設に関する事業
9	自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第3条の許可を受けて経営する自動車ターミナル事業の用に供する施設に関する事業
10	漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）による漁港施設に関する事業
11	航路標識法（昭和24年法律第99号）による航路標識に関する事業又は水路業務法（昭和25年法律第102号）第6条の許可を受けて設置する水路測量標に関する事業
12	航空法（昭和27年法律第231号）による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するものに関する事業
13	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第4条第1項第1号に掲げる業務の用に供する施設に関する事業
14	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設（同法の規定により土地等を使用することができるものを除く。）に関する事業
15	放送法（昭和25年法律第132号）による基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が基幹放送の用に供する放送設備に関する事業
16	電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業又は同項第10号に規定する送電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物に関する事業
17	発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）第2条に規定する発電用施設に関する事業
18	ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物に関する事業（同

	条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。)
19	水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業又は工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業
20	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設に関する事業
21	社会福祉法（昭和26年法律第45号）による第一種社会福祉事業、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設若しくは児童家庭支援センターを経営する事業、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業又は更生保護事業法（平成7年法律第86号）による継続保護事業の用に供する施設に関する事業
22	健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所又は医療法（昭和23年法律第205号）による公的医療機関に関する事業
23	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）による火葬場に関する事業
24	と畜場法（昭和28年法律第114号）によると畜場又は化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）による化製場若しくは死亡獣畜取扱場に関する事業
25	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の5第1項に規定する廃棄物処理センターが設置する同法による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設（廃棄物の処分（再生を含む。）に係るものに限る。）に関する事業
26	卸売市場法（昭和46年法律第35号）による地方卸売市場に関する事業
27	自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業
28	鉱業法（昭和25年法律第289号）第104条の規定により鉱業権者又は租鉱権者が他人の土地を使用することができる事業
29	鉱業法第105条の規定により採掘権者が他人の土地を収用することができる事業
30	法第50条第1項の規定により他人の土地を使用する権利の設定に関する協議を求めることができる事業

別表 2

転用を目的とする保安林解除の審査に当たっての級地区分

級地区分	該当する保安林
第1級地	<p>次のいずれかに該当する保安林</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第10条の15第4項第4号に規定する治山事業の施行地（これに相当する事業の施行地を含む。）であるもの（事業施行後10年（保安林整備事業、防災林造成事業等により森林の整備を実施した区域にあつては事業施行後20年（法第39条の7第1項の規定により保安施設事業を実施した森林にあつては事業施行後30年））を経過し、かつ、現在その地盤が安定しているものを除く。） 2 傾斜度が25度以上のもの（25度以上の部分が局所的に含まれている場合を除く。）その他地形、地質等からして崩壊しやすいもの 3 人家、校舎、農地、道路等国民生活上重要な施設等に近接して所在する保安林であつて、当該施設等の保全又はその機能の維持に直接重大な関係があるもの 4 海岸に近接して所在するものであつて、林帯の幅が150メートル未満（本州の日本海側及び北海道の沿岸にあつては250メートル未満）であるもの 5 保安林の解除に伴い残置し、又は造成することとされたもの
第2級地	第1級地以外の保安林

別表 3

編さん 順 序	書類の名称	関係法令等
1	保安林解除協議書	様式は任意
2	保安林解除調書	処理基準第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)の① 基本通知第2の3の(4)の① 様式通知第1の3の様式5
3	保安林解除調書付属明細書	処理基準第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)の④ 基本通知第2の3の(4)の④ 様式通知第1の3の様式5-1
4	事業計画の概要	処理基準第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)の④ 基本通知第2の3の(4)の④ 様式通知第1の3の様式5-2
5	事業計画の内容審査結果	処理基準第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)の④ 基本通知第2の3の(4)の④ 様式通知第1の3の様式5-3
6	位置図	処理基準第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)の③ 基本通知第2の3の(4)の③ 様式通知第2の6
7	保安林解除調査地図	処理基準第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)の② 基本通知第2の3の(4)の② 様式通知第2の3
8	写真	処理基準第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)の④ 基本通知第2の3の(5)で準用する第1の3の(6)のウ

9	事業計画図	規則48条2項 運用通知第1の2
10	事業計画書	規則48条2項 運用通知第1の2の(1)、(2)及び(3)

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4版とする。
- 2 保安林の解除申請書の添付書類の写しでもよいこととする。
- 3 関係法令等の呼称は次のとおりとする。
 - 規 則：森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）
 - 処理基準：森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について
（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知）
 - 運用通知：保安林及び保安施設地区に関する改正森林法施行規則の運用について（昭
和43年12月14日付け43林野治第2482号）
 - 基本通知：保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて（昭和45年6月2
日付け45林野治第921号）
 - 様式通知：保安林指定調書等の様式について（昭和45年8月8日付け45林野治第1553号）

別表 4

編さん 順位	書 類 の 名 称	関 係 法 令 等
1	保安林解除協議書	様式は任意
2	保安林解除調書 (保安林解除計画表)	処理基準第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)の① 基本通知第2の3の(4)の① 計画通知第3の2の(2)のイの別紙3、別紙3-1
3	保安林解除調査地図	処理基準第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)の④ 基本通知第2の3の(5)で準用する第1の3の(6)のウ 計画通知第3の2の(2)のウ
4	写真	処理基準第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)の④ 基本通知第2の3の(5)で準用する第1の3の(6)のウ 計画通知第2の3の(2)のエ

(注)

1 関係通知の呼称は次のとおりとする。

計画通知：「地域森林計画等に基づく計画的な保安林の指定、解除等について」（平成24年3月30日付け23林整治第2925号林野庁長官通知）

2 用紙の大きさは、計画通知の定めを準用することとし、特段定めのないものは日本工業規格A4版とする。